

# 平成 31 年度 監査 計画

## 1 基本方針

監査は、行財政運営の健全性と透明性を高め、市民の市政への信頼を確保することを目的とするものであるが、平成 29 年 6 月の地方自治法の改正により、長による内部統制制度の導入、監査基準に基づく監査の実施が義務化されるなど監査制度を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、監査委員には、長から独立した立場で内部統制体制の整備・運営状況をチェックし、その結果を踏まえて専門性の高い分野に集中した監査を行うことが求められている。

そこで、平成 31 年度における監査は、あらかじめ把握したリスク\*のうち市政運営への影響度や発生可能性の観点から、特に必要と思われる事項を重点的に調査するとともに、同様の指摘が繰り返行われている現状を踏まえ再発防止策が有効に機能しているかも併せて調査することにより、効率的、効果的に実施していくものとする。

また、平成 32 年 4 月 1 日から内部統制体制の運用や監査基準に基づく監査が実施されることに伴い、既存のチェック体制の有効性を監査を通じて把握し必要に応じて助言を行い、その過程で得られた知見を内部統制評価報告書の審査に活用する方策を検討するとともに、国が示す監査指針を参考に改正地方自治法に基づく監査基準を策定する。

※ 本市に損害が発生したり市政への信頼が損なわれたりするなど組織目的の達成を阻害する要因。  
(例：公金の紛失、個人情報の漏えいなど)

## 2 実施する監査等

### (1) 定期監査

#### ア 財務監査

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、最少の経費で最大の効果を挙げているか、運営の合理化が図られているか等に留意し、予算の執行及び財産管理が、法令等の趣旨に沿って適正に行われているかを主眼として実施する。

#### イ 工事監査

工事及び委託の執行が適正に行われているか、高齢者、障害者等利用者の立場に立った施設が整備されているか等に留意し、設計図書の作成、積算、施工監理等が適切に行われているかを主眼として実施する。

### (2) 行政監査

市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として実施する。

### (3) 随時監査

市の財務に関する事務のうち現金及び金券類等の出納保管事務の執行について、

法令等に沿って適正に行われているかを主眼として、実地検査当日に通知する方法により実施する。また、各局区室の実態を比較し課題等を抽出することを目的に横断的な視点から特定のテーマを選定して監査を実施する。

(4) 財政援助団体等監査

出資団体、財政援助団体及び公の施設の管理を行っている団体の出納その他の事務の執行で市からの財政的援助等に係るものが、その目的等に沿って適正に執行されているか、また、団体に対する指導監督が適正に行われているかを主眼として実施する。

(5) 決算審査

決算その他関係諸表等の計数が正確であるかを検証するとともに、本市各会計の予算の執行が適正に行われているか、公営企業における各事業の経営が経済性を発揮して行われているかを主眼として実施する。

(6) 基金運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であるかを検証することを主眼として実施する。

(7) 健全化判断比率等審査

財政の健全性に関する指標である健全化判断比率等の算定が適正に行われているかを主眼として実施する。

(8) 出納検査

会計管理者及び企業管理者が保有する現金の在り高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

3 監査等の対象、実施予定時期及び実施体制

平成 31 年度における監査等の対象、実施予定時期及び実施体制は、別表のとおりとする。

4 その他

前各項に定めるもののほか、必要な事項については、実施の都度定める。

## 平成 31 年度監査等の対象、実施予定時期及び実施体制

## 1 (1) 定期監査（財務監査）・行政監査

期 間 及 び 対 象		担 当
4 月～9 月	10 月～3 月	
防災危機管理局・消防局	上下水道局	監査第一課 監査係
財政局（契約部、税務部（市税賦課事務に限る。）、市税事務所（市税賦課事務に限る。））	市民経済局、観光文化交流局	監査第二課 監査第一係
健康福祉局（健康部）	健康福祉局（生活福祉部・障害福祉部）	監査第二課 監査第二係
区役所		特別監査室

注) 防災危機管理局、消防局、市民経済局、観光文化交流局及び健康福祉局については、区役所（消防局を除く。）及び財政局契約部（関連事務に限る。）を対象に含む。

## (2) 定期監査（工事監査）・行政監査

期 間 及 び 対 象		担 当
4 月～9 月	10 月～3 月	
緑政土木局	環境局	工事監査室
消防局	交通局	

注) 緑政土木局、消防局及び環境局については、財政局契約部（関連事務に限る。）を対象に含む。

## (3) 随時監査（無通告）

期 間 及 び 対 象		担 当
4 月～3 月		
（監査の実施の都度定める）		特別監査室

## (4) 随時監査・行政監査（テーマ監査）

期 間 及 び 対 象		担 当
4 月～3 月		
「補助金について」（平成 30 年度から 2 か年で実施）		特別監査室

(5) 財政援助団体等監査

期 間 及 び 対 象		担 当
4 月～9 月	10 月～3 月	
<b>【出資団体監査】</b>		
名古屋市土地開発公社／<財政局>		特別監査室
(公財) 名古屋産業振興公社／<市民経済局>		
(公財) 名古屋市民休暇村管理公社／<観光文化交流局>		
名古屋ガイドウェイバス (株) ／<住宅都市局>		
名古屋臨海高速鉄道 (株) ／<住宅都市局>		
(株) 名古屋交通開発機構／<交通局>		
<b>【財政援助団体監査】</b>		
港まちづくり協議会／<市民経済局>		特別監査室
名古屋商工会議所／<市民経済局>		
日本赤十字社愛知県支部／<健康福祉局>		
名古屋掖済会病院／<健康福祉局>		
<b>【公の施設の指定管理者監査】</b>		
—	共立・名古屋共立共同事業体 (名古屋市民会館・名古屋市音楽プラザ) ／<観光文化交流局>	監査第二課 監査第一係
—	(株) コングレ (名古屋市国際展示場) ／<観光文化交流局>	
—	(株) トヨタエンタプライズ (名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島) ／<健康福祉局>	監査第二課 監査第二係
—	(福) むつみ福祉会 (名古屋市重症心身障害児者施設) ／<健康福祉局>	

注) 表中の略称は下記のとおり。

(公財) : 公益財団法人 (株) : 株式会社 (福) : 社会福祉法人

2 決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査

期 間 及 び 対 象	担 当
6月～9月	
○一般会計・特別会計決算審査 ○基金運用状況審査 (土地基金、美術品等取得基金) ○健全化判断比率審査 ○資金不足比率審査 (市場及びと畜場特別会計、名古屋城天守閣特別会計、市街地再開発事業特別会計)	監査第二課 監査第一係 監査第二係 ( 監査第一課監査係が 一部担当 )
○公営企業会計決算審査 ○資金不足比率審査 (病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、自動車運送事業会計、高速度鉄道事業会計)	監査第一課 監査係

3 出納検査

検査は、原則として毎月 25 日及び 26 日の両日に前前月の出納について行う。ただし、決算整理及び決算審査時期の検査は次のとおりとする。

- ・ 一般・特別会計の 5 月の出納：7 月上旬
  - ・ 公営企業会計の 3 月の出納：6 月上旬・5 月の出納：7 月中旬
- 区会計管理者の出納検査は 6 月～翌年 5 月の間に実施する。

対 象	担 当
一般・特別会計	監査第二課 監査第一係 監査第二係 特別監査室 (区会計管理者に係るものに限る。)
公営企業会計	監査第一課 監査係